

地下の正倉院展 【重要文化財】 長屋王家木簡

第Ⅰ期展示木簡

第Ⅰ期 一〇月一〇日(土)―一〇月二十五日(日)

第Ⅱ期 一〇月二十七日(火)―十一月八日(日)

第Ⅲ期 十一月一日(火)―十一月三十日(月)

* 木簡は三期に分けて展示します。

* 本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、既報告の釈文を改めている場合があります。

長屋王の家族

1 長屋王を「親王」と表記するアワビの「賈」の荷札

(SD 4750 出土) 『平城宮発掘調査出土木簡概報』二五―三〇頁上段。以下、城二五―三〇上のように略記)

長屋親王宮鮑大賈十編

長さ二一四mm・幅二六mm・厚さ四mm ○三二型式

長屋王の邸宅へ届けられた鮑（たば）の荷札。長屋王は、天武天皇の子高市皇子を父に、天智天皇の子御名部皇女を母として誕生した。したがって、規定上は「王」に過ぎないが、木簡には天皇の兄弟や子を示す「親王」と記される。また、天皇クラスの人物に奉られる食料の呼び名である賈を消費していた。この木簡は、長屋王が式部卿という役所の長官をつとめていた時期のもので、大臣として政權を担うもずっと前のものである。『続日本紀』などの史料からはうかがい知ることができなかった事実が、この木簡には隠されている。

なお、この木簡は、平城宮内の雅楽寮から長屋王の家令（かた）のもとに送られた文書木簡（移）（27、Ⅲ期展示）とともに、邸宅の主を特定する決め手となった。

2 氷高内親王宮宛ての荷札

(SD 4750 出土) 城二一―三二下

(表) 備後国葦田郡葦田里

(裏) 氷高親王宮春税五斗

長さ一九三mm・幅三四mm・厚さ六mm ○三三型式

備後国葦田郡葦田里（現在の広島県府中市付近）から、氷高内親王宮に宛てた春米の荷札木簡。郡・国を通じて中央政府に納入する通常の荷札木簡では、賈納先は記さないが、長屋王家木簡ではこの木簡をはじめ、賈納先が示されるものが散見する。さらに1では、賈納元が記されず、賈納先のみが記されている。おそらくは、封戸からの賈納で、納入先を強く意識していた、あるいは明示して区別する必要があったためであろう。

氷高内親王は、後の元正天皇。草壁皇子・元明天皇の娘で、文武天皇や吉備内親王の兄弟。吉備内親王は、長屋王の正妻である。この木簡が長屋王邸から出土した背景には、吉備内親王を介しての関係性があると想定される。即位前の氷高内親王の家政（宮）

の財政が、吉備内親王と深い関係をもって経営されていた可能性を示唆するといえるだろう。

3 山方王子への米の支給木簡

(SD4750出土、城二五二七七)

(表) 山方王子進穎稻米二升受余 〇

(裏) 女 七日若麻呂 〇

長さ一八mm・幅三mm・厚さ三mm 〇一型式

山方(形)王子に米を進めたことを示す木簡。山方王子は、山方(形)王子木簡には「王子」「皇子」とみえるが、長屋王の妹の山形女王

4 紀若翁の乳母に関わる木簡

(表) 〇 移 務所 紀若翁乳母不給 〔命カ〕

(裏) 〇 山田先生申出 甥万呂 佐官大夫 椽綿 附神安万呂

衣進出角山君安万呂 □□□少上

わかがせ紀若翁の乳母に関わる木簡。紀若翁は、天平九年(七三七)

一〇月に従五位下から従四位下となり、天平宝字五年(七六一)六月に従三位となつた紀女王で、長屋王の子と推定される。天平九年一〇月の叙位は、当時の人が天然痘を長屋王の祟りと考え、その霊を鎮めるために子女の位を上げたものという説がある。山田先生裏面の山田先生は、山田史御方のことか。御方は若くして沙門

(SD4750出土、『平城京木簡』一、一五八号。以下、京一一五八のように略記。)

のこと。吉備内親王らが「御所」「御許」と表記され邸宅内の居住が推測されるのに対し、山形女王は「宮」と表記される例があることから、長屋王に依存しつつも、邸宅外に独立した住まいをもっていた可能性がある。
穎稻は稲穂に付いたままのイネのことで、普通は束たばで数える。しかし、伝票木簡にみえる穎(稲)米はすべて「升」を単位とする。二升は現在の約九合(一・六二リットル)、米約一・三五kg。受取人名の「余女」は、表裏に分かれるのを気にせずに記されている。余女は山方王子のほか、竹野王子への米の受取人としても見える(京二一一八二七)。「若麻呂」は、支給の責任者。日付のみで月が記されていないことは、伝票木簡が月単位で集計されたことを示唆する。

七月二日

長さ(二四二)mm・幅一七mm・厚さ四mm 〇一九型式

として新羅にわたり、のちに還俗げんじやく・学業に優れ、文章家としてしばしば賞賛された。漢詩集『懐風藻』に「長王宅宴新羅客一首并序」が伝わる。長屋王家木簡の時代よりは後の作品とみられ、邸宅も木簡が見つかった左京三条二坊一・二七・八坪とは別の場所の可能性があるが、この木簡の山田先生が御方だとすれば、以前から長屋王と交流があったことになる。

5 長屋王の妻への米の支給木簡

(S D 4 7 5 0 出土 城二一五上)

(表) 安倍大刀自御所米一升 神田古「道」万呂」〇

(裏) 御所進米五升 受物部立人 九月十六日 〇

長さ二三三mm・幅二二mm・厚さ三mm 〇一型式

安倍大刀あべのたけと自に米を進めたことを示す木簡。安倍大刀自は、安倍(阿部)氏出身の長屋王の側妻。『万葉集』に長屋王の娘賀茂女王の母としてみえる(巻八一・六一三番歌注)。複数の木簡に登場するので、長屋王邸内に正妻吉備内親王とともに同居していたらしい。とすれば、妻問い婚が通常とされる古代の婚姻形態を再考する一つの素材となる。表裏にみえる「御所」は敬称で、裏面の固有名をもたないものは、邸宅の主人長屋王本人を指すものとみられる。

邸宅内の活動

16 靴の製作者らに米を支給した木簡

(S D 4 7 5 0 出土 京一一三〇八)

(表) 須保互一人 杵縫一人 革油高家一人 〇

(裏) 〔帳内カ〕
□□一人米七升 受綾万呂 十一月四日 石角 〇

長さ三〇八mm・幅四二mm・厚さ六mm 〇一型式

四人にあわせて米七升を支給した際の伝票木簡。うち一人は「杵縫」とあり、邸内で靴の縫製を行っていたことがわかる。「革

油高家」は不明だが、革のつや出しなどに関わるか。木簡の下部には穿孔せんこうがあることから、そこに紐などを通して、同様の木簡を束ねて管理していたことがわかる。

17 土器作りに従事した女性に米を支給する際の伝票木簡

(S D 4 7 5 0 出土 京一一三三三三)

(表) 〇土師女三人 筑造女二人 雇人二〇

(大嶋カ)

(裏) 〇受曾女 九月六日三事

□□

長さ二六二mm・幅二四mm・厚さ二mm 〇一型式

土器作りに従事した女性(土師女)に米を支給する際の伝票木簡。「筑」は、球形に近い胴部と強く外反する口縁部からなる煮炊具。「雇人」は雇用人のこと。

長屋王家で出土した土師器には、形態や技法上の特徴などから、特定の集団が集中的に製作した一群が含まれ、木簡に見える土師女たちが製作した可能性が高い。

18 カギの管理にあたった少子の木簡

(S D 4 7 5 0 出土 京一一二八七)

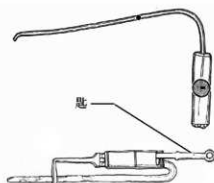
(表) 鑑取少子「大夫カ」

(裏) 〔綾綾綾カ〕
□□□□給被 「地地天而為」(重ね書き)

長さ一七三mm・幅二六mm・厚さ四mm 〇一型式

長さ一七三mm・幅二六mm・厚さ四mm 〇一型式

少子は貴人に使える年少者。鑑取少子は鑑を管理する少子。習書が多く、木簡本来の利用目的は不明。鑑は鑰の俗字で、一般に、門を外すためのくるるカギをいう。「鑑」字は、中国には存在せず、朝鮮半島・日本でのみ知られる文字で、日韓の漢字文化の様相を示す文字とされている。



鑑 (長岡京跡出土〔『木器集成図録近畿古代篇』より) と匙 (平城宮跡SD2700出土)

(SD4750出土、城三二一、二下)

(表) 仏造帳内一人米一升 廩一人米二〇

(裏) 升受仕丁 稗麻呂八月十日 書史 〇

長さ二二五mm・幅二八mm・厚さ四mm 〇一型式

仏像の製作にあたった帳内と廩に米を支給した際の木簡。受け取ったのは仕丁の稗麻呂。帳内は、親王・内親王に付けた従者(トネリ)。仕丁・廩は全国から徵発されて、都で働く人。仕丁は実際に働く人で、廩はその食事の用意などにあたるための人とされるが、実際には同じように働いていたらしい。この木簡では、廩が実際に働き、むしろ仕丁がその食料調達に関わっている。

20 長屋王邸宛に食料調達を依頼する文書木簡

(SD4750出土、京二一七〇A)

長屋王邸で仏像の製作が行われていたと考えられる。長屋王家の盛んな宗教活動、仏教との関わりを示す資料といえよう。なお、長屋王の従者は本来「資人」(一般皇族の従者)と書かれるべきだが、長屋王家木簡には資人はほとんど登場せず、帳内ばかりである。

(表) 〇移 奈良務所専大物皇子右廼月料物及王子等
(裏) 〇公料米進出 五月九日少書史置始国足

附紙師等 家令 家扶

長さ二四一mm・幅二八mm・厚さ三mm 〇一型式

「奈良務所」は調査地の左京三条二坊におかれた家政機関であり、京外におかれた長屋王の別の邸宅(平城遷都後もない時期であることを考えると、おそらくは飛鳥の地)の家政機関から送られた米の請求状。移は令制下の文書様式の一つで、同格の官司間で用いられた。ここでは、「専大物」は長屋王(の食料)、「皇子」は吉備内親王を指し、「二廼(二兩名)」の月料と王子らの公料米の請求を、おそらくは奈良の邸宅へ向かう者に託して送ったのであろう。長屋王一家が調査地と別の場所に出かけていたことともに、調査地にあった家政機関が長屋王家全体の食料管理を担当していたことを示す。家政機関の役人である家令(次官)・家扶(第三等官)とともに、直接に担当した少書史(第四等官)である置始国足の名がみえる。

長屋王の領地

31 観世音寺からの領収書木簡

(SD 4750 出土。京二一七三三)

(表) 観世音寺蔵唯那等申 給遣三種物 ○

(裏) 者具受治在 四月十二日 即付帳内川瀬造 ○

長さ三〇〇mm・幅二五mm・厚三mm ○一型式

観世音寺は平城京右京九条一坊十二坪周辺にあった寺院。長屋王邸と同范の瓦が出土しており、長屋王との密接な関係が想定されている。本木簡は観世音寺が長屋王の家政機関から三種の物品を受け取った返抄（領収書）であろう。

唯那は維那に通じ、また蔵と都にはともなくわえるの意がある。したがって、蔵唯那は都維那に通じ、観世音寺の三綱に相当する僧の役職名の可能性が高い。

仏教徒・長屋王の活動の片鱗がうかがわれ、また長屋王家の財力の広がりを感じさせる。

32 山背の所領からの大根などの送り状

(SD 4750 出土。京二一七五四)

(表) 山背箇司 進上 大根四束 遣諸月
交策二斗

(裏) 和銅七年十二月四日 大人

長さ二二五mm・幅三〇mm・厚さ四mm ○一型式

33 阿波国からの鹿の荷札

(SD 4750 出土。京一四四五)

阿波国贄 北

長さ一七五mm・幅二二mm・厚さ五mm ○三型式

阿波国（現在の徳島県）からの贄の荷札。現状では墨痕はきわめて不明瞭であるが、おそらく「鹿贄」は「鹿贄糺」と思われる。贄とあるため、食用品であることは間違いないが、詳細は不明。鹿肉を薦（マコモやワラであらく織った筵）でくるんだものであるうか。

同じ遺構からは、「阿波国贄猪薦糺」と書かれた荷札も出土している（城二七二一上）。

34 伊勢からの海藻などの送り状

(SD 4750 出土、京一〇七)

〔表〕「伊勢税司」進交易海藻十□斤滑海藻三百村□

〔四カ〕

〔二カ〕

〔裏〕□錢五十三文遺布六常 和銅七年六月廿□日□□連大田

長さ二二七七mm・幅二五mm・厚さ六mm ○一九型式

伊勢国（現在の三重県）からの海藻類の進上状。「海藻」は現在のワカメに、「滑海藻」は現在のアラメにあたる。裏面の「常」は布の単位で、布一常は、長さ一丈三尺（約三・八m）、推定幅二尺四寸（約七一cm）。和銅七年は七一四年。長屋王家は、奈良盆地の西の港には「津税使」42、Ⅲ期展示）、東の港には伊勢税司を配し、東西の流通拠点を押さえていた。

35 丹波国より送られた膳の荷札

(SD 4750 出土、京一四三八)

(マ、) 丹波国何鹿高津里 □□交易膳費一斗五升 持丁高津公石寸

長さ二八二mm・幅三七mm・厚さ四mm ○三二型式

丹波国何鹿郡高津里（現在の京都府綾部市高津町・福知山市観音寺付近）より送られた膳（神への供物や共同体の首長への貢納物を起源とする税目的一種）の荷札で、品目は膳。膳は干物や乾肉のことで、各種の魚肉や鹿のような獣肉などさまざまなもの

があるが、この木簡からは原材料はわからない。一斗五升は、現在の六升七合五分程度に相当。交易（市などで購入）により調達されたことが記されており、「持丁」高津公石寸はその運搬者である。里名と同じウジ名と「公」のカバネをもつ石寸は、現地の有力者と推定される。このことは交易による費の調達にも現地の有力者が関与していたことをうかがわせ、この木簡は、長屋王の実力を物語るものともいえるだろう。

46 長屋王邸その後

長門国からの地子米の荷札

(SE 4885 出土、京一一二四)

厚狭郡地子米五斗

長さ一五三mm・幅二九mm・厚さ三mm ○三二型式

地子米に付けられた荷札。「厚狭郡」は、『和名類聚抄』の長門国厚狭郡（現在の山口県山陽小野田市・宇部市付近）にあたる。五斗は現在の二斗二升五合ほどで、約三四kg。

地子とは、諸国で口分田を班給した後に余った田地を百姓（農民）に貸し付け、その対価として納められた米のことを指す。諸国で徴収された地子は基本的に都の太政官厨家に納入され、役人の常食（給食）などに充てられた。

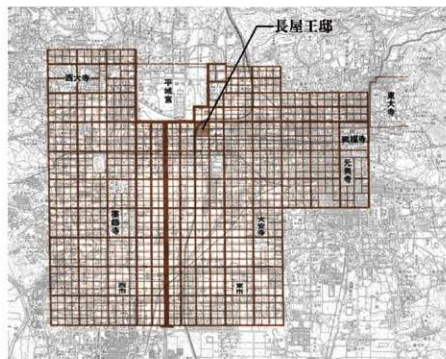
46は、左京三条一坊一坪が、長屋王邸でなくなつてからの井戸から出土した。共伴土器のなかに「官厨」と記された墨書土器が存することなどあわせて、奈良時代後半にはこの地は太政官厨家となつていたと見なす説が有力である。

【木簡が見つかった遺構】

SE4885 (展示番号46)

一九八八年

天平元年(七二九)まで長屋王邸の一角だった平城京左京三条二坊一坪の南辺で検出した井戸。縦板組み・隅柱横棧どめの方形井戸で、約七五cm四方、深さは二・九mほど。木簡は、井戸枠内の埋土から一点、井戸の掘付掘方から一点出土した。井戸枠内の埋土からともに出土した土器は、奈良時代半ばから後半にかけての時期に属する。一坪に太政官厨家の存在が想定されている時代の遺構である。



長屋王邸の位置図

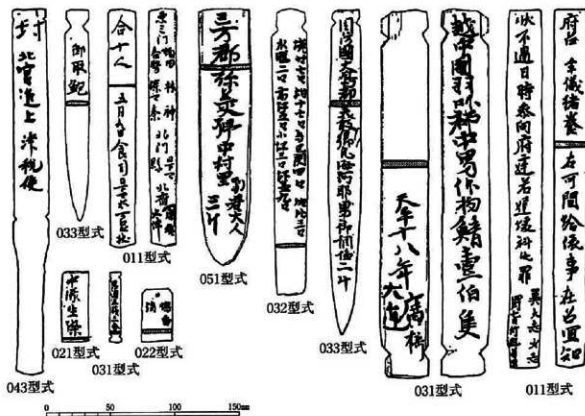
SD4750 (展示番号1, 2, 3, 4, 5, 16, 17, 18, 19, 20, 31, 32, 33, 34, 35)

一九八八・八九年

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸宅のうち、八坪東南隅に東面築地塀の内側に沿って掘られた南北溝状のゴミ捨て土坑。幅三m、深さ一m。総延長は約二七・三m。平城遷都からまもない時期の、貴族の家政機関の資料という他に類例のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた養龜二年(七一六)後半の、邸内における米支給の伝票木簡を主体とする。木簡は、約三万五千点(うち削屑約二万九千点)が出土した。(奈良文化財研究所史料研究室)



長屋王邸の遺構



【木簡の型式分類とその説明】

- 一型式 長方形の材のもの
- 二型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの
- 三型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの
- 四型式 小型矩形のもの
- 五型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの
- 六型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの
- 七型式 方頭・圭頭など種々の作り方がある
- 八型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの
- 九型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの
- 一〇型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 一一型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作ったもの
- 一二型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいれたもの
- 一三型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 一四型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 一五型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの
- 一六型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの
- 一七型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの
- 一八型式 折損・腐蝕その他によって原形の判明しないもの
- 一九型式 削屑